

伊根町水の江里浦嶋公園指定管理者募集要項

伊根町水の江里浦嶋公園（以下「浦嶋公園」という）の管理運営につき、指定管理者を募集します。

1. 施設概要

名 称	伊根町水の江里浦嶋公園
所 在 地	京都府与謝郡伊根町字本庄浜 111 番地の 1 他
施 設 の 目 的	浦島太郎伝説を生かし、町内の農林水産物や歴史、文化財等の地域資源を活用し、本町の住民及び観光者に対して、憩いと交流の場を提供し、心身の健全な発達に寄与するとともに、地域産業の振興と発展を図る
公 園 の 規 模	①総合交流ターミナル施設(浦嶋館) 950 m ² 1 棟 内部規模 龍宮庵 103.8 m ² 、その他 408.6 m ² 外 部 水辺修景施設－芝生広場、東屋、植栽歩道 付帯施設 駐車場 大型バス 1 台 普通車 12 台 身障車両 1 台 ②駐車場 大型バス 2 台 普通車 17 台（付帯施設とは別）
施 設 概 要	○浦嶋館 資料 1 竣 工：平成 10 年 9 月 機 能：地域資源展示室、地域食材提供室、農林水産物直売室
関 係 法 令	伊根町水の江里浦嶋公園の設置及び管理に関する条例

2. 管理・運営の基本的方針、事項

1) 指定管理者が行う施設の管理、運営業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

- (1) 公園の施設及び設備の維持管理業務
- (2) 公園の利用に関する業務
- (3) 公園の臨時的占用の許可に関する業務

【臨時的占用とは次の事項をいいます。】

- 行商、募金その他これらに類する行為
- 興行、露天商等
- 集会、展示会その他これらに類する行為
- 前各号に伴う仮設工作物の設置
- 自動販売機の設置
- その他一時的に利用する行為

(4) 公園施設内での飲食の提供業務

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、公園の設置の目的を達成するために必要な業務

≪各業務の詳細≫

■施設及び設備の維持管理に関する業務内容

①施設管理業務

ア、保守点検業務

建物、工作物及び電気、給排水等設備の日常点検及び定期点検

イ、清掃、廃棄物処理業務

施設内の日常及び定期清掃並びに廃棄物処理

ウ、公園内設置施設の安全点検業務

公園施設内の設置施設の日常点検及び定期点検並びに保守

②植栽管理業務

③備品管理業務

④警備業務

⑤修繕業務

■公園の使用に関する業務

①一般住民及び外来者への施設利用促進、利用案内等業務

②宣伝広報業務、パンフレット作成業務等

③利用者データの収集業務、利用実績の分析、利用アンケート調査、意見箱の設置等

■公園の臨時的占用の許可に関する業務

①条例に基づき、臨時的占用の申請に対し許可を与えます。

②許可を与えたものから、利用料金の徴収を行います。徴収した料金は、自己の収入として収受することができます。

③臨時的占用に対する利用料金は、条例に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとします。

◆利用料金の上限

区分	使用単位	使用期間	金額
行商、募金その他これに類する行為	1人	1日	5,000円
興行、露天商等			
車両による場合	1台	1日	12,000円
上記以外の場合	1平方メートル	1日	1,000円
集会、展示会その他これに類する行為	10平方メートル	1日	10,000円
前各号に伴う仮設工作物	1平方メートル	1日	2,000円
自動販売機	1台	1月	10,000円
その他一時的に利用する行為	10平方メートル	1時間	1,000円

備考

(1) 使用目的が類別の使用単位に満たないものは、1単位に切り上げる。

(2) 1日に満たないものは、1日とする。ただし、集会、展示会その他これに類する行為については、午前又は午後のみ半日の使用を認め、この場合の利用料金についてはそれぞれ表に定める金額の半額とする。

(3) 1時間に満たないものは、1時間とする。

■公園施設内での飲食の提供業務

①公園施設内で飲食店を営業する。

■公園の設置の目的を達成するために必要な業務

2) 管理運営収入

指定管理者は、町が支払う指定管理料により、管理運営を行うこととなります。

①指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、町が指定管理者に対して支払うものです。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

指定管理料の上限額は、5,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。

ア 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払時期や方法は協定にて別途定めます。

イ 指定管理料の経費とするもの

事務費、管理費（修繕費、光熱水費、浄化槽管理費等）、その他（損害保険料等）

②指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、修繕費を除き、指定管理料の精算は原則行わないものとします。よって、経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、利用促進のための積極的な提案を求めます。また、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

3) 利用料金

条例に基づき、公園施設内の使用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）は、指定管理者の収入として収受することができます。

利用料金は、条例に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとします。

◆利用料金の上限

単位期間	使用単位	金額
日額制とする場合	1平方メートル	50円
月額制とする場合	1平方メートル	1,200円
年額制とする場合	1平方メートル	14,000円

※月額を1,200円と設定した場合、龍宮庵をサブリースする場合は104㎡×1,200円で月額124,800円となります。

備考

(1) 使用単位に満たないものは、1単位に切り上げる。

また、利用料金は、次のとおり指定管理者の判断により免除することができますので、その適用にあたっては、一般住民及び外来者に対し平等な適用を行うものとします。

◆利用料金の免除規定

(1) 災害等により、住民が緊急的かつ一時的に使用する場合

(2) 地方公共団体の執行機関（地方公共団体の長、議会、行政委員会及び附属機関）が使用する場

合

(3) 国及び国の出先機関が使用する場合又は国から委嘱を受けた各種委員が使用する場合

(4) 指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めたものが使用する場合

4) リスク管理、責任分担

(1) 施設に対する包括的な管理責任は町の責任とするが、管理運営業務全般に関する責任は指定管理者が負うものとする。

(2) 施設の保守管理・衛生管理・安全点検は指定管理者の負担とする。

(3) 自然災害など指定管理者の責めに帰さない施設、設備の修繕及び更新に要する費用について、伊根町が加入する保険により補てんされるものは伊根町が負担するものとし、それ以外のものは、年間累計50万円以下までは指定管理者が負担し、50万円を超える部分の修繕は指定管理者からの協議を受けることを前提として町が負担する。

(4) 指定管理者の故意・過失や管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等に要する費用はすべて指定管理者が負担する。

(5) 上記のほか、事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が負うものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに町に報告すること。

施設の増改築、模様替えなど必要に応じ提案して下さい。その場合は改修計画等書類を別途提出して下さい。ただし、提案内容により、指定管理者決定時期までに調整がつかない場合がありますので、改修計画の提案が採用されない場合でも指定管理者として指定を受ける意思があるのか明示して下さい。

種類	項目	負担区分		備考
		指定管理者	町	
リスク管理	法令の変更		○	事業運営に影響のある法令の変更
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少
	不可抗力（天災・事故等）による休館等による収入減、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議
	第三者賠償	○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償
	火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求めます。
施設等の管理運営	施設等の安全確保（保守点検等）	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	施設等の維持管理（清掃等含む）	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	不服申し立てに対する決定行政財産の目的外使用許可		○	地方自治法上、町権限。
施設・設備等の修繕等	施設・設備の修繕（年間50万円以下）	○		年間50万円以下までは指定管理者が負担する。
	施設・設備の修繕（年間50万円を超える部分）		○	年間50万円を超える部分は町が負担する。
	施設等の新設、増改築	○	○	設置者である町と協議し決定する。
備品の修繕等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、町が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。
	備品の新規購入、更新	○	○	所有者である町と協議し決定する。
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調

※町と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、町と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行うこと。

5) 指定管理者の指定期間

指定期間は、5年以内の提案型とします。（別紙様式3より、期間を提案していただきます。）

※現在の指定管理期間は5年です。

3. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請できません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- ②会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ③伊根町から指名停止措置を受けている者
- ④法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税、都道府県民税、市町村民税を滞納している者
- ⑤法人格のない団体にあつては、その団体の代表者が市町村民税を滞納している者
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(3) その他条件

次の条件に留意のうえ応募して下さい。

- ①可能な限り地元住民を雇用し、地元業者と取引して下さい。

4. 提出書類

1) 参加申込書の提出

参加を希望するものは、次の書類を持参又は郵送で提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（別紙様式1）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

2) 応募書類の提出

参加を希望するものは、次の書類を持参又は郵送で提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①申請書（別紙様式2）

- ②事業計画書等（別紙様式3～12）

ア) 基本方針、理念等

イ) 収益施設の内容・規模等計画書及び施設維持管理・運営計画書、運営体制表

ウ) 収支計画書

エ) その他(法人概要書、宣誓書、登記簿謄本、定款、過去3年分の財務諸表)

- ③その他町長が必要と認める書類

(2) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

3) 留意事項

①提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。

②提出された書類の内容を変更することはできません。

③提出された書類は返却しません。

④指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式13）を提出してください。

5. 応募の手續及び選定方法等

応募手続き（スケジュール）及び、選定方法等は、次のとおりです。

（1）問合せ先及び応募書類の提出先

〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地
伊根町企画観光課（伊根町役場 2F）
電話：0772-32-0502
FAX：0772-32-1333
メール：ine_propo01@town.ine.lg.jp

（2）応募スケジュール

①募集要項の配布

配布日時：令和8年6月22日（月）から7月10日（金）

配布場所：伊根町役場 HP

②参加申し込み

提出期限：令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：伊根町企画観光課まで持参以外にFAX、メールも可とします。

③現地確認

開催日時：令和8年7月23日（木） 午前10時から

集合場所 浦嶋公園

申込方法：令和8年7月10日（金）までに参加申込書（別紙様式1）の該当箇所にチェックを入れて提出してください。

④応募に関する質問

受付期限：令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

送付方法：質問書（別紙様式14）に記入し、メールで問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

・回答日：令和8年8月14日（金）予定

・回答方法：メールにて回答します。

⑤応募書類の受付

受付期限：令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：伊根町企画観光課まで持参もしくは郵送してください。

（FAX、メールでの提出は認めません。）

⑥選定委員会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和8年9月～10月

※ ヒアリングは必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法などは、別途応募書類提出後に通知します。

⑦選定結果の通知 令和8年11月上旬予定

伊根町が設置する選定委員会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を町長が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

(3) 選定基準

指定候補者の選定にあたっては、選定委員会により次の審査基準により審査を行います。(伊根町公の施設の管理に関する条例(平成17年条例第13号))

- ①法令等の規定を遵守し、施設の設置目的に沿って管理を適切に行うことができること。
- ②施設の管理を安定して行うことができること。
- ③施設の管理を効果的かつ効率的に行うことができること。
- ④住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ⑤施設の効用を最大限に発揮されるとともに、経費の縮減が図られるものであること。
- ⑥施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

6. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 指定候補者との協議 令和8年11月中旬

指定候補者と伊根町は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、指定に係る同意書を締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができるとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

【協議の主な内容(予定)】

(指定期間全体の基本事項)

- 管理施設の範囲
- 管理運営業務の内容(細目は業務仕様書)
- 指定管理者の責務
- 管理運営の期間
- 指定管理料に関する事項
- 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- リスク管理、責任分担に関する事項(保守管理・安全点検・衛生管理等)
- 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- その他

(年度ごとに定める事項)

- 当該年度の指定管理料に関する事項 ほか

(2) 指定管理者の指定 令和8年12月

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を伊根町議会に提案し、議決を受けることとなります。

なお、町議会が議決しなかった場合及び否決した場合も、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんのでご了承ください。

(3) 協定の締結 令和9年1月中旬

伊根町議会の議決を経て指定された指定管理者は、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎年度ごと(4月1日(ただし初年度は管理開始日)から翌年3月31日まで)に締結する「年度協定」を締結します。

(4) 業務の開始 令和9年4月1日

指定管理者として、施設の管理運営を始めていただきます。

(5) 業務の引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者である株式会社本庄観光から事務を引き継ぎ、必要な準備を行うものとします。なお業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者の負担とします。

7. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 本募集要項に基づき提出された書類及び選定に係る文書等は、情報公開の対象となるため、伊根町情報公開条例（平成18年3月20日条例第12号）の規定に基づき開示する場合があります。